

容器包装の対象にならないもの

1. 「もの」を入れても包んでもいないもの

- ・焼き鳥の串、アイスクャンディーの棒
- ・ラベル（ペットボトルの胴巻きラベルを除く）
- ・テープ（野菜などの結束用テープ）
- ・飲料パックのストロー
- ・お弁当の割りばし、スプーン、お手拭きなど
- ・プランター、ポリバケツなど
- ・ラップ・アルミホイル類の芯など



2. 中身が商品でないもの

- ・ダイレクトメールなどの封筒
- ・ビール券・商品券などの有価証券を入れた封筒



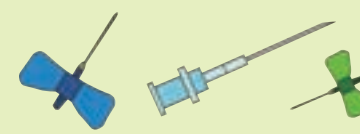

3. 商品でなく役務の提供に使ったもの

- ・クリーニングの袋
- ・宅配便の容器包装



「燃えるごみ」として出してください。

在宅医療廃棄物の取扱いについて

種類	排出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・医療用注射針 ・点滴針 	<p>医療機関へ返却してください</p> <p>※医療用注射針や点滴針は紙パックやペットボトルに入れ、口をしっかりと封じて医療機関に返却してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ペン型自己注射針 ・バッグ類 ・チューブ類 ・カテーテル類 ・ガーゼ類 ・脱脂綿類 	<p>燃えるごみへ出してください</p> <p>※その他の在宅医療廃棄物はプライバシー保護のため新聞紙などでくるみ、一度小さなポリ袋に入れ、袋の口は空気を出してしっかりと封じて液漏れのないようにし、燃えるごみの指定袋に入れて、ごみステーションに出してください。</p>

在宅医療廃棄物の出し方の例



家庭から出される家電4品目のリサイクル

(ごみステーションには出さないでください。)

家電リサイクル法により、テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機・エアコン（家電4品目）は収集しません。

処分の方法 >>>>>

- 買い換えの場合（リサイクル料金と運搬料金がかかります。）
買い換える電気店に依頼します。
- 処分だけしたい場合（リサイクル料金と運搬料金がかかります。）
 - ①購入した電気店に引き取りを依頼してください。
 - ②購入した電気店がわからない場合などは、お住まいの町村で許可している業者に依頼してください。
 - ③指定引取場所に持ち込む
郵便局にある振込用紙（家電リサイクル券）を使いリサイクル料金を支払い、指定引取場所に持ち込んでください。
※最寄りの指定引取場所
（株）安部工業 大和町松坂平8丁目3-4 TEL345-8808



リサイクル料金はメーカーにより異なります。

リサイクル料金に関するお問い合わせ先

（一財）家電製品協会 TEL 0120-319-640 ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

家庭から出されるパソコンのリサイクル

(ごみステーションには出さないでください。)

資源有効利用促進法により、家庭用パソコンはメーカーなどに回収及び再資源化が義務付けられており、収集しません。



PCリサイクルマークは、平成15年(2003年)10月以降に販売された家庭用パソコンに貼付されているものです。回収・再資源化は購入価格に上乗せされているので、処分の際は費用はかかりません。



- デスクトップパソコン（本体）
- ノートパソコン
- CRTディスプレイ
- 液晶ディスプレイ

処分の方法 >>>>>

- PCリサイクルマークがついている場合（費用はかかりません。）
メーカー受付窓口に回収を申し込んでください。運送業者が戸口回収します。
- PCリサイクルマークがついていない場合（回収・再資源化料金がかかります。）
 - ①メーカー受付窓口に回収を申し込んでください。運送業者が戸口回収します。
 - ②メーカーが存在しない場合などは、パソコン3R推進協会に回収を申し込んでください。TEL 03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>
 - ③お住まいの町村で許可している許可業者に依頼してください。
許可業者については、各町村発行の収集計画表を確認願います。